

後期高齢者医療制度

問合先  
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合（保険料：☎06・4790・2028、給付事務：☎06・4790・2031）  
 ●国保年金課

後期高齢者医療

資格確認書を発行

新しい資格確認書（水色）は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和9年7月31日（土）までとなっています。新しい資格確認書は、届いたときから使用できます。また、現在お持ちの資格確認書（桃色）の有効期限は令和8年7月31日（金）までとなっており、それ以後は使用できませんので、新しい資格確認書が届いたら破棄するか、国保年金課窓口へ返却してください。

資格確認書

新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などの券面記載に変更があった場合は、「資格確認書」を交付します。病院などで医療を受け

るときは、窓口に提示してください。

限度区分

新たに併記を希望する場合は申請が必要です。必要な書類は本人確認ができるものです。

臓器提供の意思表示

資格確認書裏面で臓器提供の意思表示ができます。

※医療機関・薬局の受付の際には、保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください！



医療機関等の窓口での負担割合

負担割合

医療機関での負担割合は、一般所得者、住民税非課税世帯の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の人は3割となります。負担割合は、4月～7月までは前年度、8月～来年3月までは当該年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）を用いて判定します。

※当該年度による判定は毎年8月1日に行われます。また、有効期限内でも、世帯の状況や所得の更正などにより、負担割合が変わることがあり、後日、差額の2割もしくは1割相当額の請求、または、還付をさせていただきます。場合があります。

●**1割負担**：3割負担または2割負担に該当しない場合  
 ※住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者（注3）の賦課のもととなる所得金額（注4）の合計額が210万円以下の場合には3割負担ではない判定となります。  
 （注1）：「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。  
 （注2）：「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。  
 （注3）：昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびこの人と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。  
 （注4）：賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。（例：前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円）

●**2割負担**：3割負担に該当せず、同一世帯に令和8年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が145万円以上の被保険者がいる場合  
 ※この世帯に属する被保険者は、個人の令和8年度の住民税が課税される所得額（各種所得控除後の所得額）が、145万円未満であっても3割負担となります。

●**3割負担**：同一世帯に令和8年度の住民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が145万円以上の被保険者がいる場合  
 ※この世帯に属する被保険者は、個人の令和8年度の住民税が課税される所得額（各種所得控除後の所得額）が、145万円未満であっても3割負担となります。

●**2割負担**：3割負担に該当せず、同一世帯に令和8年度の住

民税課税所得（各種所得控除後の所得額）が28万円以上の被保険者がいる場合で以下に該当する場合  
 ●同一世帯に被保険者が一人の場合  
 「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」が200万円以上の場合  
 ●同一世帯に被保険者が複数いる場合  
 「年金収入（注1）+その他の合計所得金額（注2）」の合計が320万円以上の場合

3割負担と判定された場合でも、要件に該当する人は、国保年金課窓口申請（後期高齢者医療基準収入額適用申請）することで、申請した月の翌月から、2割負担または1割負担に変更できる場合があります。  
 ※詳しくは資格確認書に同封のしおりをご覧ください。

